

知総第331号  
令和2年3月5日

## 高知空港供用規程

空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十二条第一項の規程に基づき、高知空港供用規程を次のとおり定める。

### 第一章 高知空港が提供するサービスの内容

#### （運用時間等）

**第一条** 高知空港の運用時間 14時間（7時～21時）

ただし、定期便の遅延、空港の施設の工事又は、地震災害等の緊急事態等のため必要と認める場合にあっては、空港の運用時間を変更することがある。

#### （高知空港の概要）

**第二条** 滑走路の本数 1本（長さ2,500m×幅45m）

2 単車輪荷重 43トン

3 エプロン 7バース（大型ジェット1、中型ジェット等6）

4 ILS施設 1式、CAT-I

#### （高知空港が提供するサービスの内容に関する情報）

**第三条** 空港が提供するサービスの内容に関する情報については別に定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つように努める。

#### （高知空港が提供するサービスに係る施設）

**第四条** 高知空港が提供するサービスに係る施設としては、以下に定めるものとする。

1 総合案内所 旅客ビル1階到着ロビー（9:00～17:00）  
空港施設・観光案内・交通案内、館内での拾得物保管

2 国際電話 2階中央・1階到着ロビー各1台

3 宅配便（A/L）搭乗客に限り荷物1個（20kg以内）

1,000円（1人3個まで）

※売店においては、荷物の重さや物により料金が異なる。

※宅配専門会社としては無いが、各売店、航空会社で宅配することができる。

- 4 コインロッカー 旅客ビル1階東 1日1回  
小型300円・中型400円・大型500円  
※夜半0時をもって日数の切替え、引続き利用の場合上記料の追加。
- 5 銀行／両替所／ATM/キャッシュディスペンサー  
旅客ビル1階東側 四国銀行・高知銀行（8：00～旅客ビル閉館時刻まで）、イオン銀行（旅客ビル開館時間）
- 6 貸会議室、多目的ホール  
旅客ビル2階東（始発便出発時刻の1時間前から最終便発まで）  
【有料待合室】1時間 3,300円（延長30分毎1,100円）セルフサービスお茶の用意
- 7 車椅子の貸し出し所 航空会社カウンター
- 8 インターネット環境  
@ステーション10分100円（1階到着ロビー前2台・2階東2台）、公衆無線LANサービス Wi-Fi フリースポット（1階到着ロビー、2階出発ロビー、2階搭乗待合室、特別室、有料待合室、飲食店舗）
- 9 授乳室  
旅客ビル1階到着ロビー ベット1台、折りたたみ式おむつ交換台、ティッシュペーパー・ペーパータオル設置
- 10 レンタカー案内所  
旅客ビル1階到着ロビー（8：00～19：00まで、但し一部20：00まで） オリックス・バジェット・ニッポン・トヨタ・日産・タイムズカーレンタル（料金は各会社、車種等により異なる。営業所まで送迎あり）
- 11 飲食店・物販店 <http://www.kochiap.co.jp/info.html>
- 12 喫煙所 旅客ビル搭乗待合室、屋外各1箇所
- 13 展望デッキ  
旅客ビル屋上（始発便出発時刻の1時間前から20：15まで）  
入場料は無料
- 14 空港が提供するその他のサービスに係る施設  
お遍路コーナー（更衣室）  
ベビーカーの貸し出し（航空会社）

## (高知空港の情報)

**第五条** 空港管理者、住所及び連絡先：国土交通省大阪航空局高知空港事務所  
南国市物部、高知空港事務所（TEL：088-863-2621）

2 空港機能施設事業者、住所及び連絡先

航空旅客取扱施設

高知空港ビル(株)

南国市久枝乙58番地（TEL088-864-1525）

航空貨物取扱施設

高知空港ビル(株)

南国市久枝乙58番地（TEL088-864-1525）

航空給油施設

全日本空輸(株)

高知県南国市物部165番地2（TEL088-864-4858）

3 駐車場管理者、住所及び連絡先：(一財)空港振興・環境整備支援機構

高知空港駐車場、南国市物部（TEL088-864-5423）

4 乗入れ航空会社：全日本空輸(株)

日本航空(株)

(株)フジドリームエアラインズ

ジェットスター・ジャパン(株)

5 路線：福岡空港、大阪（伊丹）空港、東京国際空港、名古屋（小牧）空港  
成田空港、関西空港、神戸空港

ダイヤ：<http://www.kochiap.co.jp/flight.html>

6 給油施設が提供する燃料の種類：JETA-1・AVGAS100

7 着陸料等（例：着陸料、停留料、保安料）：

着陸料等の空港の使用料については、「国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和四十五年三月二十四日運輸省告示第七十六号）」及び「国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示（平成二十五年三月二十九日国土交通省告示第三百二十号）」を参照するものとする。

<http://wwwkt.mlit.go.jp/notice/>（国土交通省告示データベースシステム）

8 旅客取扱施設利用料：無

9 空港アクセス：高知駅よりバスで約25分（※高知東部自動車道経由）

10 空港マップ：

<http://www.kochiap.co.jp/access.html>

[http://www.pa.skr.mlit.go.jp/kouchi/minatosyukai/kouchikuukou/kouchikuukou\\_top.html](http://www.pa.skr.mlit.go.jp/kouchi/minatosyukai/kouchikuukou/kouchikuukou_top.html)

## 1 1 バリアフリー情報

航空旅客ターミナルにおけるバリアフリーへの対応状況は以下のとおり。

視覚障害者誘導用ブロックの設置（旅客ビル1階・2階）

点字案内設備の設置（旅客ビル1階・2階に各1箇所）

障害者対応型トイレの設置（旅客ビル1・2階に各2箇所）

（内オストメイト水洗装置設置トイレ1階に1箇所、2階に2箇所）

バリアフリー対応のエレベーターの設置（3基）

駐車場内への身体障害者用駐車枠の設置（10台）

## 1 2 利用者の意向を反映する仕組み

ご意見箱の設置（旅客ビル1階・2階）

## 第二章 高知空港が提供するサービスの内容

（サービスの利用者その他の者が遵守すべき事項）

### 第六条

空港が提供するサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項としては次に掲げるもののほか、空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）の定めるところによる。

一 正当な理由がなく、刃物、棒、小型無人機（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第二条第三項に規定する小型無人機をいう。以下同じ。）その他の使用方法により他者に危害を加える又は混乱を招くおそれのある物を持ち込んではいない。

二 空港事務所長の承認を受けずに小型無人機を飛行させてはいない。

（附則） この高知空港供用規程は、平成21年4月1日から適用する。

（附則） この高知空港供用規程は、平成23年4月1日から適用する。

（附則） この高知空港供用規程は、平成25年4月12日から適用する。

（附則） この高知空港供用規程は、平成28年11月22日から適用する。

（附則） この高知空港供用規程は、平成31年3月4日から適用する。

（附則） この高知空港供用規程は、令和2年3月5日から適用する。